

霧島市新型コロナウイルス感染症関連 制度資金に係る商工業者融資支援事業

実質無利子・無担保の新型コロナウイルス関連融資（いわゆるゼロゼロ融資）の返済が本格化する中、アフターコロナに向け、市内の商工業者が安心して事業が継続できるよう、借入金に関する返済や経費の負担軽減を図るために、ゼロゼロ融資の借換等の際の利子や保証料に対して補助を行う事業です。

対象者・要件

補助金の申請日等において、資金の借入が継続しており、かつ、現に市内で事業を継続し、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があり、次のいずれかに該当する市内商工業者等。

- (1) 下表①を、令和6年1月31日までに、鹿児島県中小企業制度資金の「伴走支援型借換支援資金」へ借り換えていること。
- (2) 下表①を、令和6年1月31日までに、条件変更を行っていること。
- (3) 下表②を、令和4年10月1日以降、令和6年1月31日までに、株式会社日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」へ借り換えていること。
- (4) 下表③を、令和4年10月1日以降、令和6年1月31日までに、株式会社商工組合中央金庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」へ借り換えていること。

	区分	資金名称	備考
①	鹿児島県中小企業制度資金	■新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金	—
②	日本政策金融公庫	■新型コロナウイルス感染症特別貸付 ■新型コロナウイルス対策マル経融資 ■生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ■新型コロナウイルス対策衛経融資	R4.9.30 までのもの
③	商工組合中央金庫	■新型コロナウイルス感染症特別貸付 (中小企業向け制度に限る。)	

補助金額

- 【利子分】 借入額の2%（上限額40万円）
【保証料分】 申請者の負担額相当分（上限額40万円）

申請手続き

- 【申請書類】
・申請様式一式（市のHPで確認、ダウンロードしてください。）
・添付書類（滞納なし証明、信用保証書、返済明細等の写しなど）
- 【申請方法】 * **原則、郵送**
・霧島商工会議所、霧島市商工会を通じて融資を受けた方は、それぞれに郵送してください。
・上記以外の方は、商工振興課へ郵送してください。

申請期限

令和6年2月29日（木）まで ※当日消印有効

* 補助要件や申請手続きなど、詳しくは、市のHP、申請要領で確認ください。

* 「霧島市新型コロナウイルス感染症関連制度資金に係る商工業者融資支援事業」で検索



【問い合わせ】

霧島市商工振興課 TEL 0995-64-0912

午前8時15分～午後5時
(土日・祝日を除く)